

◆特集 日本労働運動の劣化をいとめる

「関西生コン事件」で4件の無罪判決が確定 破たんした組合つぶしの構図

全日本建設運輸連帯労働組合書記長

小谷野 毅



京都事件無罪判決のインパクト

すでに2024年に風向きは相当に変わっていた。この年は3件目の無罪判決が出されたうえ、事件の真相に迫ろうとしたMBS（毎日放送）制作のドキュメンタリー『労組と弾圧〜関西生コン事件を考える』という一時間番組が放映され放送業界で権威あるギャラクシー賞選奨作品に選ばれたことなどを通じて、一連の事件は組合つぶしのため仕組まれたものだったのではないかと、という見方がメディアやジャーナリストのあいだでも広がり、はじめていたからである。

そうしたなか、2025年2月26日に京都事件で京都地裁（川上宏裁判長）が出した完全無罪判決は各方面に衝撃を与えた。労働争議の解決金受領を恐喝とするなど、労働組合の活動を反社会勢力による企業恐喝や強要に見立てて仕組まれた3つの事件を併合したのが京都事

件。一連の刑事裁判のなかでも最重要のこの事件で、検察は、被告人とされた全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（かんなんま 関生支部）の湯川裕司委員長と武建一・前委員長に対し、懲役10年という殺人事件並みの求刑をしていた。

これに対し、京都地裁判決は、検察が犯罪扱いした行為を労働組合のきわめて当たり前かつ正当な活動だと判断して、4件の公訴事実すべてについて無罪を言い渡した。共同通信や地元京都新聞が速報を出し、これまでに沈黙してきた主要な全国紙が朝刊でいつせいに報じたほか、判決の意義を掘り下げた企画記事も掲載された。

「無罪判決、真摯に受け止める必要」

次いで同年4月17日、加茂生コン事件差戻し審で大阪高裁（石川恭司裁判長）が組合員の吉田修さんに無罪



関生支部の湯川委員長

(3月7日、国賠訴訟を前に東京地裁で)

判決を出した。無権利な日々雇用運転手が正社員化を要求して関生支部に加入したところ、組合排除のために、団交拒否のほか、組合加入前は毎年交付していた子どもの保育園入所に必要な就労証明書の交付まで拒否したことが発端となった

のが加茂生コン事件だった。関生支部執行委員の安井雅啓さんと吉田修さんが会社の不当労働行為に抗議した行為が強要とされ、2019年に逮捕、起訴された。一審(2020年12月、京都地裁)は安井さんが懲役1年、吉田さんが懲役8月、ふたりとも執行猶予3年という有罪判決だったが、控訴審(2021年12月、大阪高裁)は安井さんを罰金30万円に減刑、吉田さんは逆転無罪だった。しかし、最高裁がこの判決を破棄して裁判を差戻した(2023年9月)ことで、改めて大阪高裁で審理やり直しとなったのだが、結果において吉田さんは再

度無罪、安井さんは懲役6月執行猶予3年の判決という経過を辿ったことになる。

京都事件について検察はメンツにかけて控訴したが、加茂生コン事件の吉田さん無罪については控訴を断念したため判決が確定した。(安井さんの不当判決については組合側が上告している。)

これで、実に4件延べ12人の無罪判決が確定したことになる。有罪率99・9パーセントの日本では異例の事態だ。「関西生コン事件」は生コン業界と警察・検察が一体となって仕組んだ労働組合壊滅作戦だったことがいっそう明確になってきたといえるだろう。

大椿ゆうこ議員(社民党副党首)が4月21日、参議院決算委員会で無罪判決があいついでいることについて警察庁の認識を質したところ、谷滋行刑事局長は「真摯に受け止める必要がある」と答えざるを得なかった。

国賠訴訟で現職の検察官3名と警察官を尋問

事件の構図のほころびは国賠訴訟でも見えてきた。

恣意的な逮捕と長期勾留をくりかえした警察と検察、そして、組合活動を禁止する憲法違反の保釈条件を決めた裁判所の責任を問うのが国賠訴訟だ。国(検察と裁判

◆特集 日本労働運動の劣化をいとめる



加茂生コン事件で再度無罪判決の吉田修さん（左）

4月17日、大阪高裁前

捕した組員に対してくりかえした組合脱退勧奨や、組合つぶし発言の取調べ録画を法廷で再生する決めた。この決断は、袴田厳さん事件、大川原化工機事件、プレサンス事件などのえん罪事件で無罪判決があいつぎ、大手メディア代表の角川歴彦さんによる「人質司法違憲訴訟」の提訴などを通じて、安倍政権

所）、京都、滋賀、和歌山の3府県（警察）を相手取って、組合と組合員の5者が2020年3月に提訴した。

この国賠訴訟において、昨年12月までに東京地裁は、あれこれ口実を並べて抵抗する国など被告側を説得して、組合が申請した証人11名全員の採用（労働法と刑法の専門家証人2名を含む）を決めると同時に、検察官が逮

時代に肥大化した警察・検察の横暴に対する社会的批判が広がってきたことと無縁ではないだろう。

証人尋問は2月18日と3月7日の2日間、両日とも午前10時から夕方5時までおこなわれ、2月は組合側証人6名、3月は現職の検察官3名と和歌山県警の警察官1名が出廷した（検察官と警察官は国と和歌山県が主尋問）。

産業別労働組合についての無知と無理解

そこであきらかになったのは、警察も検察も、産業別労働組合についての無知と無理解をもとに関生支部の組合活動を犯罪扱いしてきたという事実だった。その一端は、和歌山広域協組事件において、和歌山県警の捜査主任だった松江達宏警部と、起訴した恩地孝幸検事（和歌山地検Ⅱ当時）に対する尋問で浮き彫りになった。

和歌山広域協組事件は、同協組代表者が、元暴力団員らを使って関生支部事務所周辺を徘徊、調査、威嚇させたことが発端となった。関生支部は重大な団結権侵害だとして、この代表者に面談のアポを取って訪問し、事実関係の釈明と謝罪を求め、事務所前で抗議宣伝した。この組合活動が強要未遂と威力業務妨害とされた。20

19年に組合員3名が逮捕、起訴された。一審和歌山地裁は有罪判決だった。

松江達宏警部は、和歌山広域協組は「関生支部構成員の雇用者でもなく、労働条件等を交渉する相手ではない」。だから、そこに赴くこと自体が、憲法28条が保障する正当な組合活動ではないと陳述書で書き、尋問でも同趣旨をくりかえした。警察が考える労働組合とは、経営者と労働者の間に直接の雇用関係がある企業内労働組合であって、組合員が雇用されているかどうかに関わらず、業界全体と各企業を対象に活動する産業別労働組合のことは労働組合とは認識していなかったのである。

起訴した恩地検事の認識もおなじで、証人尋問では弁護団がこの点を突いた。

弁護団…あなたは、産業別労働組合は団結権が保障されない、という考えを当初は持っていたということなのですか。

恩地…えーっと、うーん……。

弁護団…この言い方からするとそうなんですか。

恩地…そうですね、はい、通常そういう正当行為の問題になるのは労使関係にある事案（引用者注、直接の雇用関係がある事案という意味）というのが過去の裁判例の

集積でほとんどだったかと思いますが、その団結権の話については私も当時本を調べましたがほとんど書いてなかったように記憶しています。

弁護団…関生支部の抗議行動が、これは正当な組合活動じゃないんだという考えのもとに組合員らを逮捕、勾留したということではないですか。

恩地…はい、社会的相当性を欠く行為だというのは間違いないと言えるかと考えておりましたので、事件としては成立するかと考えておりました。

このような誤った検察の認識とそれを鵜呑みにした和歌山地裁判決について、控訴審判決（大阪高裁和田真裁判長、2023年）は「労働組合活動の団結権保障の趣旨や、関生支部が産業別労働組合であることを正解しない不合理な認定判断」と厳しく批判して組合員3名全員に逆転無罪を言い渡したのだった。そして、検察が上告を断念して、この大阪高裁判決は確定している。

しかし、警察と検察はいまだに自らの誤りを謙虚に反省してはいないようである。国賠訴訟は6月最終弁論を経て、秋以降に判決見込みである。

（こやの たけし）